令和６年１２月　第６回議会改革推進特別委員会

令和６年１２月１９日（木）

○議事日程

（１）課題の整理について

①議員報酬の見直し

②政務活動費の検証

③農林業振興会議のオブザーバー参加要請

（２）その他

○出席委員（１１名）

委員長６番	岸　　徹　也　君	副委員長１０番	村　瀬　　廣　君
１番	苅　屋　泰　裕　君	２番	岸　　雅　子　君
３番	矢　内　義　則　君	４番	上　村　　忠　君
５番	内ヶ島　祐　一　君	７番	村　上　忠　弘　君
８番	川　上　絹　子　君	９番	向　井　孝　一　君
１１番	日　置　紳　一　君	（議長	芳　賀　芳　夫　君）

○出席事務局職員

議会事務局長　　伊　藤　靖　徳　君

議会事務局主事　　海　津　侑　也　君

開議　１３時３０分

◎委員長あいさつ

○委員長（岸　徹也君）　こんにちは。時節柄何かとお忙しい中、第６回議会改革推進特別委員会にお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。本日も、皆様方からの御意見を頂きながら、協議をし、そして決定と進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

◎開会の宣言

○委員長（岸　徹也君）　只今の出席議員は 11 名で、定足数に達しておりますので、第６回議会改革推進特別委員会を開会いたします。

◎議題１

○委員長（岸　徹也君）　これより議事に入ります。

議題 1、課題の整理についてを議題といたします。

課題の整理につきまして委員長より、皆様方へお話をしたいと思います。まず冒頭なんですけれど今までの、確認という意味で、決定している事項を皆様方にまず、お伝えをしたいと思います。まずこの本特別委員会においては三つの課題、これで進めていくということでまず決定をしているところでございます。次に議員報酬については、上げる方向で今、委員の皆様方からの御意見を頂き、そちらの方向に進んでいるということでございます。また、上げるに当たりまして、原価方式、これを使って算定をしていく。後ほど、局長より説明をいたさせますが、上げる一つの根拠となる方式、原価方式を使って上げていくと。また、政務活動費に関しましては、これは現状のまま残していくと、当然様々御意見ございましたが、現時点においては残していくという方向で進んでおります。もう一つ、農林業振興会議のオブザーバー参加要請、これについては受けるということでまずはその方向性で進んでおります。こちらも意見は言われておりましたが、基幹産業の農業、これの重要な会議であるので、オブザーバー参加ということはやっぱり必要だという御意見が多かったということでございます。オブザーバー参加要請は受けるということに現時点ではなっております。続きまして原価方式、この算定モデルというものが一つ出されました。皆様方の御手元に資料として配布されていると思います。この原価方式のモデル、額の部分につきまして、局長より、説明をしていただければと思います。

局長、伊藤君。

○局長（伊藤靖徳君）　（議会事務局長朗読説明、記載省略）

○委員長（岸　徹也君）　今説明が終わりました。今局長からの説明に対して何か御意見があればお受けをいたしますけれども、いかがでしょうか。無いようですが、一応このプランの算出額②、この１番下に平均値の額が出ております。この額というものが一つ、今後

議員報酬を上げる上での基準となる額ということになると思われますが、この額について何か御意見があればお受けをいたしますけれどもいかがでしょう。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　一つの案としてこういうものが出てきたんですけども、やはり私は将来を見据えてあげるということに対しては賛成しますよということで、言っております。それでこれをもとにして町民懇談会をやるという方向なんですね。

○委員長（岸　徹也君）　今、向井委員から、この額については将来と。将来という意味はちょっと分かりませんけれども、いわゆる次期改選後以降という理解だと思います。その部分と、この額をもって町民会議といいますか、町民との意見交換、これに臨むというのはそのとおりでございます。ほかに何か御意見があればお受けをいたします。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　ある程度の算定の数字が出てきたということでございますけども、見てみますと、大体平均で、４万強、５万弱というところでしょうか、の上乗せというような計算になってございますけども、これ令和 4 年モデルを活用して、この算定モデルがあり、それで計算されたものであると思うんですけども、その中にはですね、この令和４年モデルというこの全国議長会で出している町村議長会ですか、が出しているモデルの中に、この皆さんが出された数字もあるんですが、その内容も加味するというようなことも書いておりました。となるとその辺も加味しますと、これより上か下かというふうにもなるかと思うんですが、実質の活動日数プラスアルファで、それも考えますと、僕個人の考えでございますけども個人としては若干ちょっと多いのかなというふうに感じるところもありますので、もちろん財政的な部分もありますし、その辺は今後、まだこの数字に関しては議論の余地があるのではないかというふうに感じております。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。今苅屋委員からいろいろ御発言ありました。若干多いという部分についてもう少し補足していただければと思います。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　それはですね、その内容についてということが令和４年モデルの算定の一つの材料として書かれておりました。その内容というのはその活動による効果とか、成果も同じことでありますけども、そういうことがどのくらいその活動によって得られたかというところも恐らく加味することであるというふうにも書かれておりましたので、その辺でいきますと、私ももう少しで２年経ちますけども、その中で、その日数でいけばこのとおりなんですけども、その成果はどの程度上げたかというところになると、自信を持って胸を張って言えるほどのこともまだできていないと自分自身ではちょっと思ってまして、努力不足のところもありますけども、その辺も加味すると、上げるにしても、私自身はそこまで、大きくっていうふうな、認識ではなかったというふうにも思っておりますので、日数で算定してるのとその実質的な活動の成果というところでいくとちょっと乖離があるのかなというふうに感じているところであります。

○委員長（岸　徹也君）　分かりましたありがとうございます。現時点においては、その日数、時間数換算、この部分がやはりウエートを占めていると。成果、効果という部分に関しては何をもって、それが効果が得られたか、成果が得られたかというところの解釈判断、このあたりというのは大変難しい部分があります。これは議論をする必要は当然あるかとは思いますが、現時点においては、あくまで日数または時間数という部分で、一つの算定モデルを出したということで御理解を頂ければと思います。ほかに御意見がある方をお受けをいたします。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　そうですね、原価方式による算定をした結果、平均値をとると、この数字になったということでありますので、これは多いとか少ないとかというよりも、こういう実態だという認識がまず正しいのかなと。奇しくも議長会で示しているそのモデルとほぼ同じというか、大体似たようなバランスになったということを考えますと、やっぱり割合をいろいろ考えていくと、こういう数字に落ち着くっていうのが、今現時点のいろんな調整含めて、考え方として、妥当な数字に上がってきたのかなあというふうに、私自身は感じています。そうですね。あとは額が多い少ないということで言うならば、そういったことも含めて、議長会の中で検討し、出てきたモデルがあり、実態に即して数字を上げたらその数字に近かったということであれば、これは多い少ないっていう議論は必要ではないんじゃないかなと。ただそれを実行するか実行しないかという場面の話であって、多い少ないという話になるといろいろちょっと語弊が出てくるような気がします。あと、この特別委員会始まったときに私が最初に強調して話をしたところに通じるんですが、議員の報酬というのが、やっぱり責任の在り処というか、責任による額というふうに感じていますので、それはその責任に見合うように、それぞれ個々人、議員、皆さんが努力するということが前提であって、そこに向かって努力するということが大切であるのかなというふうに感じています。あとは額をどうするかはこれから、皆さんの意見を議論をした中で決定していくでしょうし、実施する時期とかも、それについても委員会の中での結果としてまとめていかなければならない。最初から結果ありきで議論するのはおかしいという話があったわけですから、時期についても、すぐなのか次期なのか、そういうこともニュートラルにして考えていくべき。そのまとまったものに対して、住民の皆さんに丁寧に説明していくという方向性が望ましいのかなというふうに私は感じていますので、その辺も含めてよろしくお願いいたします。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。今上村委員より、実態に即した額であるというお話がまずありました。これは会期日数であるとか、様々な一部事務組合の出席日数、あとプラスして議員個人の活動日数、議員個人の活動日数というのは若干差はあります。そこは、上限下限というものはちょっと捨てまして、平均値というもので今回は出させていただいておるわけですが、要は実態に即して出した額というものが、今回の 21 万という額であると。多く頂こうとか、そういう思いの数字では当然ないわけですね、実態

に即した額というのはこの額であったということが今、上村委員から、御発言あったわけですが、まさしくそのとおりであるというふうに感じております。当然今まで、じゃあ何なんだっていう話がありますけれども、やはりこの 17 万という数字、額ですけれども、私も過去に遡って調べましたが、なかなかその 17 万の根拠というものを見つけることは難しかったです。探すのがうまく探せなかったという部分もあるのかもしれませんが、かなりの長い年数にわたって額は変わっていない。当然、こういったものというのは横並び主義という考え方がございまして、近隣町もしくは同じ規模の自治体議員の金額、こういったものを参考にしながら、過去はそれで来たんだろうなと。しかし、今回、全国議長会、全道議長会より、そういう横並び主義というものは外しなさいよと。そうではなく実態に即した、原価方式によって算定をし、額を決めていきなさいと。それによって、担い手不足、これ今金町においてはそれは現時点では当てはまってはいませんが、今後どうなるか分かりません。まずは実態に即した額というものをきちんと提示し、これがそのまま議員報酬に今後つながるかどうかというのはまた別の話になりますけれども、今委員会でそのように進めているということでございます。もう一つ責任の対価というお話がありました。上村議員とも以前にもこの話を少しさせていただきました。上村議員の主張は、そこは尊重しなければなりません。責任というものは大変難しい部分もございまして、数値に表すのが大変難しい部分があったと、そういったお話も以前もさせていただきました。要は仕事に対しての対価という部分であれば、この原価方式というものがしっかりと当てはめられるのかなというお話もさせていただいております。上村委員の責任という意味も私も理解はしておりますので、そこは当然尊重はしてる部分ではございますが、原価方式というものを採用する上で、まず一つ、その数値化するという部分において、御理解も頂きながら、また、上村委員から、そういった御助言も頂きながら、進めていければと思っております。よろしくお願いいたします。ほかに御意見がある方お受けをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　ないようですので、まずこの算定モデル、これ 21 万 8,912 円。町長の給料に対して 29.6%、この額というものを一つ、算定モデルとして、この数値で進めていきたいというふうに考えておりますがそれでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　今後もこの額について、また皆さん方から御意見も当然頂く場面というのはあると思います。現時点においては、まずこの額というのを一つ基準にして進めていきたいというふうに考えております。今後も当然また、お話を聞くという場面はつくりたいとは思っております。議員報酬の考え方なんですけれども、これで一つ額というものが一つのモデルが決まったわけですけれども、今度ですね、そうなると、議長であるとか、副議長であるとか、または常任委員長、こういった役職がつかれてる方というものは、まず、それぞれの役に応じた手当というんでしょうか、そういったものが加算されておるわけです。今日は、そこについての議論というものは、今日はしません。次回にしま

す。ですから皆さん考えていただければなと思うんですけれども。二つありまして、一つは、その基準となる額にプラスいくらと、副議長であればプラスいくら、議長であればプラスいくら、常任委員長であればプラス幾らという、単純にプラスをしていくという考え方。もう一つは、率を掛けていくやり方っていうんでしょうかね、ちょっとここら辺局長説明できますか。ちょっと今、局長に説明をいたさせます。

局長、伊藤君。

○局長（伊藤靖徳君）　今委員長がおっしゃりたかったことは、単純に幾らプラスっていうのは、今現在の報酬、議員さんでいくと 17 万円。それぞれ委員長、副議長、議長の報酬あると思いますけども、それぞれの差額、今現在の差額をそのまま新しく出た今の時点でのモデル 21 万 8,000 なにがしですけどもそれに、今現在の差額をぽんと単純に載せる、プラスして出すそれぞれの金額を出すやり方と、今現在の 17 万円とそれぞれの役職の報酬の率を出して、新しく出た議員報酬に率を掛けてそれぞれまた、議長、副議長、委員長の報酬額を出す、その 2 種類があるかなということでの委員長の今お話があったと思います。よろしいですね、そういうことですね。ちょっと今その算出は今回しておりませんけども、そういった方式が考えられるんじゃないかというようなことで事前にちょっと委員長ともお話をさせていただいておりましたので、その辺で、それを参考にしていただければと思います。

○委員長（岸　徹也君）　今局長から話があったとおりでございます。この件について次回の特別委員会のときに委員の皆様から御意見を頂ければというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、向井委員。

○９番（向井孝一君）　次回の中でそういうところまで話を決めていくやり方はちょっといかがなものかなと思うんですよね。やはりその前に、町民との意見交換会をやって町民の皆さんは、我々議会に対して、どういう評価をしてるのかっていうことをまず把握すべきであって、その後で具体的にこう進めていくっていう議論すべきだと思うんだよね。

○委員長（岸　徹也君）　今向井委員のお話というものは、そのとおりだと思いまして、町民に当然御意見を伺うという、そういう場面というのは当然考えなければならないわけです。その前に、議会として、ある程度の方向性というものはまとめておく必要はあると思っております。それの一環だというふうに捉えていただければと思います。向井委員の主張されることは当然私も理解はしております。よろしいですか。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　ですから、原価方式でこういう数字が出ましたよっていうだけでまずは押さえておいて、次の例えば、議長なり役職の委員長なりという部分については、もっと後で議論すべき話だなあというふうに思うんですけどね。そういうことで進んでいただきたい。

○委員長（岸　徹也君）　それもそうですね、十分理解はできます。一応この特別委員会と

して町民の方との意見交換をする前には、ある程度の方向性へ、考え方をまとめた上で、町民と意見交換に臨みたいという考えを委員長としては持っておりますし、また委員の皆様もそれに賛同していただいているのかなという、そういう理解でおるわけです。ある程度そういった方向性というのが決まった上で、町民と意見交換を進めていきたいと、そのように委員長としては考えております。ただ正式な決定というのは当然町民と意見交換をした後、これが正式な決定になるわけです。手続としては。ただ、意見交換をする前にはある程度固まったものがなければ、町民とそういうお話には望めないのかなという思いで、委員長としてはおりました。御理解頂けますでしょうか。苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　僕もちょっとですね、次の会議のときに委員長とか常任委員長とか、議長とか、そういうところの話をするのはちょっとまだ早いんじゃないかなって正直思ってまして、それは何でかというとこの算定モデルの基礎的数字としてこれをまず基礎で考えていくっていうことには特に異論は今のところないんですが、そこの部分、基礎的に、この議員の報酬として上げるよという基礎的な部分の条例にも書かれていましたけども、将来展望とか、財政的な部分とか、先ほど言いました令和４年モデルをベースとしてやっているんであればその活動量であるとか、活動の成果であるとか、そういうところをもう少し固める必要があるんではないかと私は思います。それなしにしてですね、どんどんどんどん進んでいくような気がしていて、果たして丁寧に進んでいることにつながるのかというちょっと若干の疑問を今持ってまして、そうなると、まず今、議員の基礎的な数字をしっかり固めるべきではないかと私は思います。そしてもう一つありますけども、常任委員長から議運、副議長、議長とありますけどもそこのどのように今加算させていくかっていうことは伺いましたけども、その点については私自身考える中で、それはどういう考えでそのようになっているのかということをまだ、認識として浅いので、その辺のもしそのような議論を進めていくのであればその辺の情報を頂ければと思います。

○委員長（岸　徹也君）　分かりました。今の苅屋委員の回答としては、先ほどの向井委員の答えと変わらないんですが、その後、苅屋委員のほうから基本条例の中身という話がありました。本日、その部分についても、触れようとしております。当然、基本条例の考え方というものがあり、ある程度議員報酬の部分の中身というものが、決まった上で当然そういった議長、副議長の手当ての部分という話になるんだと思いますが、そこは苅屋議員のおっしゃったとおり、しっかりと中身を詰めながら進めていくということは、委員長としてもそれは当然考えております。それぞれの役職の手当の根拠という部分については、これも私の中で、なかなか探すことが難しい部分でございました。また引き続き、そこについては、過去の資料も含めて、調べ直さなきゃならない部分だとはそう感じております。よろしいでしょうか。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　ちょっと１点だけ確認させてください。今、算定モデルとして、このモデルで出されたこの金額というのは、これ、今後行われる町民との意見交換の中で、

この数字でいくということではなくて、ある程度、この数字を基礎にこれから話し合って、ここはもう少し変わっていくものであるという認識でよろしいのか教えてください。

○委員長（岸　徹也君）　現時点ではそのモデルの出た数字というものをもとに進めていきたいとは思っております。しかし、今後、基本条例の中身、その部分のお話を聞くとか、または町民からの意見を聞くとか、そういった手続が進んでいった場合に、委員の皆様方からの何かその変更をしてほしいというお話も含めて、これは当然あり得る話だと思っております。現時点では、今日出された算定モデルの数値というものをもとに進めてはいきますが、それが確定でもありません。最終的な報告をつくる段階で変更していく可能性は十分にあると思います。当然、委員の皆様方からそこはお話を聞きながら進んでいくべきものだというふうに考えております。

内ヶ島委員。

○５番（内ヶ島祐一君）　町民会議やってこの金額の変更もあり得るっていう話ですけども、議長とか副議長、常任委員長の報酬まで、入ってしまうと、変更なったときまた同じことをやらなきゃないと思うんだけども、そこら辺の考え方ちょっと教えてください。

○委員長（岸　徹也君）　先ほど局長から説明がありました基礎的な議員報酬にプラスをしていくやり方なのか、それとも率を掛けていくやり方なのかと、大きくこの二つがあるんだと思います。それは基礎的な数字が変更になったとしても、そのやり方自体は、変わらないわけですから、特段大きく問題があるというふうにも考えてはおりません。考え方が、ある程度まとまっていれば、基礎数字が変わっていても、それほど難しい作業ではないだろうというふうに思っております。

内ヶ島委員。

○５番（内ヶ島祐一君）　議長、副議長、常任委員長の場合の報酬といいますか、それはその方法を決めれば決まってくるという考え方でよろしいですか。

○委員長（岸　徹也君）　繰り返しになりますけれども、今現状のように額をプラスをしていくやり方なのか、それとも、率を掛けていくやり方なのかということを、委員の皆様方で決めていただければ、そこはそれほど難しい作業ではないというふうに考えております。ほかによろしいでしょうか。今、要は役職の方の手当分というものをどうするかということで御意見を頂いておりますが、一つのやはり、方向性というものは、いずれにせよ、つけていかなければならないんだと思います。早いとか遅いとか、そういった議論というのは当然あるとは思いますが、いずれにしましても、町民からの御意見を頂いた後に、最終的な報告書というものはやっぱりまとめる時期というものがきます。その時点で、様々検討した結果、町民からの御意見を頂いた結果、私はこういう意見なんだということを最終的に委員の皆様方で判断をしていただき、決定をしていくものだというふうに考えております。しかし、今の時点で何か基準になるものがなければ、話を進めることも難しいと考えております。一つの基準ということで、今提示させていただいているということで御理解を頂ければと思います。先ほどの話に少し戻りますが、役職の方の手当分の考え方

については、次回、１月に予定はしております。後ほどその日程は決めます。次回までにどういった方式がいいのか、今までのような形がいいのか、また違った方式がいいのかということを次回までに考えていただければというふうに思っております。よろしいでしょうか。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　考えてもらってよろしいでしょうかということなんですけど。考えるに当たっての材料っていうのはどうなるんでしょうか。

○委員長（岸　徹也君）　先ほどもちょっとお話をしましたけれども、当然その役職についての根拠というものがなかなか見つからない状態ではありました。今後、私もそこはしっかりと探して、提示できればいいわけですけど、本日においてそれが皆様方の前に提案ができないということですので、そういった額も含めて、それは考えていただいても当然いいものだと思います。しかしその際にはやはり、どういった理由において、この額が妥当なんだというところまで、提案も頂ければありがたいなという思いでおります。私のほうも引き続きそこは探してみたいなというふうには思っております。よろしいでしょうか。

村瀬委員。

○１０番（村瀬　廣君）　今委員長の考え方の中で次回の特別委員会のときに、一般議員の物を出しながら、例えば、現時点では、常任委員長はプラス何万、副議長はプラス何万、議長はプラス何万てすぐ出てきますよね。それともう 1 点挙げた率が今どうなのか。この 2 点は多分出るんですよ、すぐ。それがあれば次回までに多分いろんな考え方で臨めるという、多分、苅屋委員の発言だと思うんですよね。ですから、すぐその辺が今日できるんであれば、簡単にプラス何万だよと。率にしちゃうと何％だよっていうものを出せると思うけど、いかがですか。そのほうが次回、考え方を持って来やすいと思うんですけど。

○委員長（岸　徹也君）　暫時休憩いたします。

休憩 14：09

再開 14：10

○委員長（岸　徹也君）　休憩を解き、会議をいたします。

今村瀬副委員長のほうから、その基準となるような数字、参考になるような数字、プラス幾らの部分と、率を掛けた部分との比較、こういった資料を後ほど、事務局のほうから提示できると思いますので、今はこのまま進めていきたいと思います。後ほど提示をするようにいたします。ほかに御意見あればお受けをいたしますが。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　今いろんな意見出てたんです。やっぱり、役職に対する率とか上げ幅とかっていうような議論はまだ早いと思うんだ。というのは、今回の特別委員会で欠けている部分っていうのは、定数問題が入ってない。例えば広報も常任委員会にはなってな

い。その辺の見直しをどうするのかということも含めて、私は議論をして最終的に改選後にこういうふうになりますよっていう提案を私はすべきだと思う。

○委員長（岸　徹也君）　向井委員から御意見を頂きました。以前にもそのような御発言があったと思いますが、本特別委員会においては、三つの課題で進めていくものだということで、まず御理解を頂きたいと思います。手続上、やはりこういったことも、その役職の手当という部分については、これはある程度方向性は決めておかなければならないとも思っております。早い遅いという御意見はこちらとしてはお受けをいたしますけれども、まず町民との意見交換をする前には、ある程度の方向性というものはやはりつけておかなければならないだろうというふうな考えのもと、今、御意見を伺っているということでございます。御理解を頂ければと思います。

村瀬副委員長。

○１０番（村瀬　廣君）　ただいまの質疑でございますけども、やはり、町民会議に臨む前に共通認識で、今の原価方式、そしてこれが実態に合った金額ですよということで、一般議員の報酬をきちっと決めて、そして町民会議に望むと、例えばそのときに、町民のほうから、そうなった場合、役職、副議長、議長はどういうふうに考えてるんですかと、聞かれたときに何もありませんちゅうのはありえない。だからやっぱりそれは別にそこは発表しなくていいですよ。町民会議で聞かれたときに備えてきっちりしておくべきだと私は思います。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。ほかに御意見があればお受けをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　ではないようですので次のほうに進んでいきます。基本条例の考え方、4点書かれてるわけですが、最後の1点に関しては、町民との意見交換と多様な意見をという部分がありますので、実際は3点と。3点の部分が基本条例にはうたわれております。行財政改革の視点、町政の課題及び将来展望、議員に求められる役割や責務、この 3 点というものが大変重要な部分になってくるかと思われます。本日は、その考え方は、それぞれに聞きません。本日はやりません。次回です。1月。このときまでに、今言った 3 点の部分において、やはり御自身の主張をお願いをしたい。御意見というものをそれぞれにお願いをしたいというふうに考えております。よろしいですか。基本条例にうたわれている、特に3点の考え方、行財政改革の視点、町政の課題及び将来展望、議員に求められる役割、責務、この3点について、次回1月までにそれぞれがまとめられて、それぞれの御意見を頂ければと、基本条例に対しての大きな考え方という形でも私は構わないと思っております。それぞれの項目に対して、細かく、発言をされるでもよろしいですし、基本条例として大きなくくりの中での考え方というものも当然あり得ると思いますので、そういった部分の御自身の主張、御意見というものを頂ければというふうに思っております。よろしいでしょうか。何か御意見があればお受けをいたします。上村委員何

かありますか。

上村委員。

○４番（上村　忠君）　すいません。次ということで言われて、あんまり個人的に意見を言うのがどうかという感じはしてるんですが、議会基本条例ということは国で言うならば憲法だっていう言い方もできるような話の中で、その条例の解釈をどうするっていうことを今、ここで話しするとなると、基本条例を改正しなきゃなんないんじゃないかみたいな話まで、行ってしまう可能性があるような気がするんですね。すいません、僕の基本的考え方でいうと、この三つの改正に当たって、視点、展望、役割・責務、これは議員が、それを前提に議論をするっていうふうにうたわれてるんではないのかなというふうに感じています。議員が町民の代表であるという前提でこの場に私たちがいるということであれば、多様な意見を聞くっていうことも入ってるんではないのかなというふうに私は思ってます。ですので、住民の意見を聞くという意味においては全然、今前提で進んでますのでそれは全然問題ありませんが、議会条例の文言については、参考にすることができるとか、考慮という言葉で、必ずやりなさいとか、絶対どうだとかってことは書いていませんので、ていうふうに私は思ってるんですね。その解釈がいいか悪いかっていうことはちょっと、私はそう思ってるんですが、分かりません。ただ、国会においての憲法の話は、そういう専門の方がいて、国として公式な解釈はこうですということをお話しするんですが、基本条例において、誰がその責務を担っているかっていうのは、ちょっと分からないんですけども、だからかなり難しいというか、大きくなる話に突っ込みかけてるんではないかなというのをちょっと危惧してるということです。そこが私は気になっています。多分次で話しするときも同じような話を私はすると思いますけれども、そういう危惧があるということだけはちょっと伝えたいなと思って今話させていただいたんですが、そうですね、とりあえず以上です。

○委員長（岸　徹也君）　上村委員の今の主張というものは私も理解する部分もあります。当然あります。しかしこの今回の課題、議員報酬を今上げようとしている中で、町民との意見交換をこれからする。その上で、やはり各委員の皆様方の考え方、思い、この基本条例にうたわれている部分も含めてですね、そういうものは、私としては確認をしておきたいという部分も多分にあります。上村委員の主張というのは理解する部分は当然あります。私もそこら辺は大変悩んだ部分もございました。そもそも議員になってるわけですから、これらを踏まえて活動されてる話ですから、改めてということも、違和感も当然感じておりました。私自身も。しかしこれから町民と様々意見をやりとりをする中で、一つの参考意見として、皆様方から御提示頂ければ、それをもとに、もとにという言い方が正しいか分かりませんが、町民との意見交換もスムーズにいけるんではないかと。そういう考えでございます。今、基本条例の３点の考え方、ここの部分について次回までに、ある程度まとめて、それぞれの思い、各項目三つそれぞれ細かくても構いませんし、また大きな考え方、先ほど上村委員もおっしゃってましたけれども、そういった大きな考え方の御発

言、こういったものでも私は構わないと思います。それを次回 1 月までにまとめていただき、それぞれ主張していただければなというふうに思います。それでよろしいでしょうか。苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　委員長のおっしゃりたいこともよく分かるし、先ほど上村議員が言ったこともよく理解できるっていうところがあるんですけども、まずこの条例に関しての聞こえてる僕の勝手な解釈なのかもしれませんけど、委員長おっしゃってるっていうのはあくまでも、条例の解釈ということについてのお話にちょっと伺えたんですけども、その辺はちょっと今あくまでもその報酬の見直しという課題に対してのお話だと思いますので、この条例に対する解釈というよりも、行財政改革の視点ということを用いたときにこの金額が妥当であるかというところに本来落とし込むべきことではないかと私は思うんですけども、その辺というのはあくまでもその解釈というふうになりますとまた違った話になるのかなっていうふうに思ったんですけども、その辺はどのような意図でそのような考えを持ってらっしゃるのか教えていただければと思います。

○委員長（岸　徹也君）　上村委員。

○４番（上村　忠君）　すいません、さっき私が言ったことでちょっと混乱を招いたのかなというふうに感じましたので、委員長のさっきの答弁で私がちょっと納得したところもありますのでその辺ちょっと話しますが、多分、委員長が言われてるのは、苅屋委員が言ってることとほぼ変わらないのかなあと。ただ私の思っている解釈とか、条例に対する解釈とかという言葉を出したことで、ちょっと混乱を招いてしまったのかなと思ったのでちょっと補足でちょっと話しさせていただきたいなと思って手挙げました。だから委員長と苅屋委員の言ってる部分は変わんないんですが、私がさっき委員長と、お話を頂いてちょっと納得した部分は、解釈というよりは、その文言に対して各委員がどういう思いを持った中で、賛成だ、反対だ、金額上げるべきだ、下げるべきだということの考え方の根拠というか、もとになってる話をしてほしいという、それで、その根拠になってる話を皆さんの意見を聞いた上で、議会として特別委員会として意見をまとめたいという話なんだなというふうに感じました。さっき言った話はちょっと違う、論点の話に寄ってったなあというふうに私自身が思いましたので、本来、条文に載ってる事はそもそも議員はそれぞれ考えてるけれども、考えていることの中身を、次のときに説明、意見あれば話をしてほしいということだというふうに思いましたので、すいません、余計ちょっと混乱することになったら申し訳ないんですが、そういうふうに委員長の話を聞いてとらえましたので、その辺を踏まえてまたちょっと話を進めていただければなと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。今苅屋委員からの発言ですけれども、まず、そうですね報酬の改定に当たってはというところから始まっておりますので、その部分がまず一つと。それぞれの項目があります。その考え方解釈という部分においては、私はそこまで、厳しく言っておりません。全体として思いがあれば次回までに伝えていただければということでも思っておりますし、また、三つありますけれども個々に発言するで

もそれは構わないということで言っております。ちなみにですね。行財政改革という部分で言えば、どういうことかっていうのは私が言うまでもありませんが、例えば、業務の効率化、これは行政も含めてですね、行政です。財政健全化、公共サービスっていうものが、今のままでいいのかとか、または人件費というものは適正なのかとか、住民との協働、透明性の向上、こういったものは行政が行われているのか。こういったものを一つの行財政改革という部分、まだまだたくさんあると思います。こういったものが、まず、議員として見たときにきちんとできているのかどうなのかという視点。例えば、行政の課題及び将来展望ということであれば、人口減少、高齢化への対応は行われているのか。地域経済が活性化されているのか、もうこういったものがたくさんやはりあるわけです。それぞれの議員、委員の皆様方の視点というものは当然あるんだと思います。例えばインフラ整備というものがちゃんと維持管理されているか、防災減災対策、こういったものを挙げればものすごい数あるはずです。それぞれの視点で構わないと思います。これが課題や将来展望、町の将来ビジョン、こういったものにつながっていくのかというふうに私も考えております。例えば議員に求められる役割や責務という部分においては、これは大変難しい。政策立案、審議、こういったものがされているのか、行政の監視、チェック機能というものが、御自身はどうなのか、しっかりとされているのか。されているという前提で今話をしています。自己研鑽、やはり、支出を向上するための動きというものをされてますか。公正で誠実な行動をされていますか、たくさんあると思います。それぞれの視点で私は構わないと思います。議員に求められる役割や責務、地域のリーダーシップになっていますか。こういった様々な視点をもとに御自身の主張をされて、それがきちんとできているということであれば、やはりそれは議員報酬を上げるに値する活動をしているのではないかという評価につながるんだと思います。逆にそれができていないということであれば、議員報酬を上げる評価としては低いと言わざるを得ない。これは厳しい言い方をしましたけれどもこういった部分を御自身の解釈の中で、御自身の思いの中で、まとめていただいて、御意見を次回1月に頂ければというふうに思います。よろしいでしょうか。では基本条例の、今、3点の考え方というのは次回、御意見を頂くということでよろしくお願いをいたします。続きまして、ちょっと時間が過ぎましたので、2時45分まで休憩といたします。

休憩 14：31

再開 14：45

○委員長（岸　徹也君）　休憩を解き、会議いたします。

続きまして町民からの意見を聞く場、意見聴取をする場、方法、ここについての御意見を頂きたいというふうに思っております。以前ですね、向井委員からは、複数回開催をすべきではないかと、このような趣旨の発言も頂いております。たくさんの場面をつくり、広く町民からの意見を聞くと、そういう場をつくるべきではないかという御意見も頂いておるわけです。また今後、一応予定として町民会議という場面もございます。これはま

だ日程が決まっておりませんが、そういった場面がもしこの報告の時期とうまく重なるのであれば、そういった町民会議においての意見を聞く場面というものも一つ考えられるのかなというふうにも考えております。皆様方からの様々御意見を頂ければと思いますが、まず、向井委員。向井委員は、以前は複数回やられるべきだというお話がありました。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　本来であれば、本当に議会活動やってれば複数回やるべきだと思うんです。そして、過去の町民会議なり、懇談会というのは、12 月、11 月頃にやってたんだよね。それがコロナの関係で、2 月のほうに延びたっていうのが、最近の状況ですけども、やっぱり過去には、分科会方式でやったりというのもあります。これを一堂に会してやることがいいのかどうか、例えばやるにしても、先ほど報告会って言ったけど、何を報告するのかっていうのもないよね。今回は特に。やはり例えば議員を半分ずつ分けて、分科会方式でやるという方法も一つの方法だと思うんです。全体でやるというよりもそのほうがお互いに意見を出しやすくなるのかなという気はしております。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。今、向井委員から分科会方式も含めて複数やる案が提案をされたわけでございます。そのほかに、御意見があればお受けをいたします。

村瀬副委員長。

○１０番（村瀬　廣君）　ただいま向井委員のほうから、議員を分けてという発言がありました。私は会場を数か所にするか、1 か所にするかはそれは別として、議員を分けてっていうのはすべきでないと思います。やはりこの町民にきっちりと理解していただくためには、同じ説明をしなければならない。ということでは、私は議員を分けてやるべきじゃない。会場 3 か所あればさ、3 か所とも同じ議員が行って、代表する者がですよ。代表は何人かいればいいかと思うんすけども、きっちり説明する方については、同じ人がやるべきだと思いますんで、分けたりしてやる部分ではないと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。回数に関しての話っていうよりもその説明の部分において、特に説明をする人間はまず、複数回やる場合であっても、説明員は変わらずにやるべきだというお話でした。そのほかに御意見があればお受けをいたします。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　私は 2、3 回開催できたらなというふうに思ってます。それは、1 日だとですね、その日に来れない方、聞きに来たかったけど、いけないっていう方もいらっしゃると思いますので広く、町民の方と意見交換するのであれば、2、3 回あると妥当な線ではないかと私は考えております。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。複数回説明をすべきだという御主張でございます。ほかに御意見あればお受けをいたします。ないようですので今発言を頂いた委員の皆様というのは、やはり、複数回が多かったわけでございます。また説明に関しては

複数回になったとしても同じ人が説明をすべきだという御意見がございます。

村瀬副委員長。

○１０番（村瀬　廣君）　私は、大きく町民センター使って１回でいいと思います。複数回やって来れなかった人、じゃあ何人来ますか。多く来たとしても、同じ反対なら反対の方がまた来るんじゃないすか。私はやっぱり、広報活動きっちりして、１回ということでは提案したいと思います。町民センターで１回です。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。広報活動をきちんとした上で町民センターにおいて、1度きっちり説明をし、御意見を頂くと、今そういった御意見を頂きました。ほかに何か御意見あればお受けをいたします。

村上委員。

○７番（村上忠弘君）　今村瀬委員と私、同じ考えであります。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。町民センターで１回で説明、意見を聞くという場ということでございます。ほかにあれば。

川上委員。

○８番（川上絹子君）　複数回ってなると、意見が出てくることも違ったり、また答えることもちょっとやっぱり話合いをしてるときに、何か違うことを言ったときに、前と今と違うっていう形が出たりしたら大変なんで、１度でいいと思います。１か所の場所で。そして間違いがない、ちょっとしたことでも聞き違いで、言葉が違ったりすると問題が起きるので、やっぱりみんなが同じ場所で同じことを聞いたり話したりしたほうがいいと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。川上委員も、１度でしっかり広報しながら、町民センターにおいてやるというお話です。ほかにあればお受けをいたします。ありませんか。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　１番楽な方法を皆さん選択して発言してるんだけども、本来、議会が基本条例を立てて、例えば住民会議だとか、そういう要望があった場合には、そこに出向いて行かなきゃないわけでしょ。やはりそういうことを考えた場合に、要望あるかないかは分かりませんけれども、そういう要望が例えば町内会だとか、いろんなところでグループで要請あったときにはどういう対応をしようとしてるんですか。それを皆さんに聞いてほしいな。

○委員長（岸　徹也君）　本来の住民会議という形であれば、要請があり、議会がそこに出向く、こういうスタイルが住民会議、町民会議というものは、議会が主催をし、町民にその場に足を運んで頂くと、やはりこのスタイルというものは変わってくるんだと思います。そのスタイルでいけば、要請があれば、当然、出向いていかなければならないだろうというふうに感じます。これがどのような団体なのか、町内会レベルなのか、これは分かりませんが、それはその内容、議員報酬についての話を聞きたいんだと、そういう要請が

あれば、これは当然行かなければならないものだと、そう感じております。そういうことを考えれば、一つ大きな場、町民センターにおいて、しっかりとまず説明をする、町民会議という場面を使わせていただきながら、その中の 1 コマとして、この議員報酬の部分の報告または意見交換、これをまずしっかりとやる。また町民から要請、これは要請を待つという姿勢にどうしてもなるわけですけれども、現時点においては住民会議であれば、そのようなスタイルにはなりますが、それは拒むものは何もありませんので、出向いていく。その際、全議員が、行くか、または、説明員に関しては同じ人間は当然行くわけですけれども、全議員が行くとなると場所とかいろんな問題も出てくる可能性もありますので、そこはグループ分けをするのかとか、そういった考え方は当然あり得るんだと思います。いずれにしても要請があっていく。この考え、スタンスには当然変わりはないということでございます。

村瀬副委員長。

○１０番（村瀬　廣君）　まず今のちょっと委員長の説明わかんないですけども、今回のやつについては、議会改革推進特別委員会、特に大きな目玉は議員報酬の値上げですよね。これについてきっちり議会側から、内容を提示して、町民会議で広く呼びかけをしながらやるということです。それを同じ内容でもって各団体とか地域から、この特別委員会のやつについて説明してくれと、それはそこに行く理由は何ですか。もし必要であれば町民会議でいつ開きますから、集まってくださいということでいいんじゃないですか。私は同じ中身であれば、きっちりと議会が何日にやりますという提示するわけですから、同じ内容を地域からあったから、団体からあったからっていく必要は全くないと思います。来てください、でいいと思います。

○委員長（岸　徹也君）　私のほうでの言葉は足りなかったかもしれません。基本スタンスとしては、当然大きな会場においてしっかりと説明をする。このスタンスが必要だろうと、そう考えております。しかし、要請があったときに、そこは拒めるものはないというところですので、要請があるかないかというのは、これはまだ分からない話でございます。基本は、もし１か所でということであれば、大きな会場でそれやるべきだろうと、そういうことでございます。

日置委員。

○１１番（日置紳一君）　町民会議を町民センターでやると、その話はそっちの考えでいます。ただ委員長が今どこまで進んだ段階で町民会議をやるのかによっては、この基本条例でも意見交換と言いながらも聞き置くっちゅうことになってますよね。その途中でやった場合に決まってからであれば委員長が説明するなり誰が説明をしてもいいんですけど、途中でやった場合にはさ、ここで個人的に意見を求められたときに、その経過をマチマチにやると私は反対だったんだけどとか、そういう話が出ると大変なことになると思うんすよね。ですから、このことに関しては、決まったことを経過を丁寧に１人の方が説明して、個人の考えというのは、今、説明した人のとおりですと。それでやめないととんでも

ない集まりになってしまうから、そこだけ気をつけていただければなと思います。

○委員長（岸　徹也君）　分かりました。今、何か所なのか１か所なのかっていうところはまだはっきりしてませんけれども、もしそのような場面があれば、当然委員長である私が、説明をしていくと。この特別委員会の中身においては、私のほうで全て説明をしていきたいと。ただ、この中身から離れるような話題が投げかけがあった場合には、それは私が対応できる範疇を超える話ですので、そうなったときには違う方にそこはお話をしていただくということになるかと思います。この特別委員会の中身の部分においては私のほうで全て対応していくということでございます。あと何か御意見のほうございませんか。今ですね、１か所で説明をするのか、それとも複数回やるのかというところのお話になっております。何か御意見があればお受けをいたしたいと思います。ただ１か所という考え方、今言葉を言ってますけれども１か所であっても、要請があれば、何らか要請があったときには、当然、議会側から住民会議という形で出向く、こういうことは当然、あり得る話だと思います。ただ基本スタンスとしては、１か所であったとしても、要請があればという考えは委員長としては持っております。何か御意見があればお受けをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　ではないようですので、まず基本的には１か所、きちんと広報をし、町民の方に足を運んで頂く。１か所で町民センターでということになると思いますが、そこでまず進めていくということで、１か所でということでよろしいでしょうか。ではそのように進めてまいりたいと思います。最後になりますが、以前、苅屋委員のほうからこの多様な意見の反映という部分において、アンケート、こういうものも必要ではないかというお話もございました。それについて苅屋委員のほうで改めてその思いというものがあれば、お受けいたしますけれど。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　そうですね、アンケートという話はさせていただきました。アンケートという話をさせていただいた流れとしては、この町民の方々から広く意見徴収する方法の議論であったと私は認識しておりまして、その方法の手段の一つとしてアンケートということを提案させていただきました。これはですね、アンケートで今回は議会改革の推進の特別委員会ですので、議題としては、議員報酬と政務活動費、オブザーバーということになっておりますが、これアンケートということを活用しまして、現段階の議員活動への評価や、これからに期待することや、議会に対するその思いということもこれは一つの、多く、広く、それを聴取する良い手法ではないかと思いましたのでそのように提案させていただいた次第であります。これが、実際、そのアンケートが必要か必要でないかは、皆さんで決めることだと思うんですが、今回の町民会議か、そのほかの方法をもって町民との対話でこれがかなうということであれば、それは必要ないのかもしれませんが、一つの手法として、提案させていただいたものであります。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。アンケートについて他の委員の方、何か

お考えがあればお受けをいたしたいと思いますけれども、いかがでしょう。

川上委員。

○８番（川上絹子君）　アンケートで町政にこういうものをしてほしいとか、いろんな町に対する要望とか何かがあって取次ぎが自分たちができれば、議員として、役に立つように働きますっていうのはできると思うんですけど、議員の資質とか議員を何ていうんだろ。それだけの働きをしているかとか、そういうような審判をするようなことがあるんであればそれはみんな４年に１回の、審判を選挙で負ってるので、それに対してはみんなそれぞれの支持者がいて、議員は今ここに来てるんであって、そういうところには余り触れてほしくないなっていうのも、確かにあります。それを全部言いたい放題に言ってもらうっていうのは確かに表向きいいような感じもするけども、次の選挙があって、議員に出てくださいってお願いするときに、新しく議員に出る人が、出てくれなくなるんじゃないかなと思うんですよ。次の議員を育てる意味でも余りそういうところにあんまり深入りしないような、それは一筆どこかに書いたほうがいいと思います。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。ほかに御意見があればお受けをいたしますが。

向井委員。

○９番（向井孝一君）　両方の食い違い意見が出てきたんだけども、やはり我々は町民に対して情報公開をするということが基本になっておりますよ。そういうことを考えたときには、やはり苅屋君の発言された内容について、これから、真剣にやっぱり議論していくべきだと思うんだよね。今すぐやるっちゅうんじゃなくて、長い時間をかけながら、そういうこともやろうと。過去には村瀬議員にも言いたいことあるんだけども、あなたが議長の時代にね、議会モニター制度をつくろうとした。これはほかの町村でも

○委員長（岸　徹也君）　議題外ですよ。

○９番（向井孝一君）　いや議題外じゃないですね。それはなぜかというと、やはり議会がいかに町民の皆さんと、広く情報公開するかということなんですよ。問題は。だからアンケートもいいだろうし、モニター制度もいいだろうし、やはりそういう可能な限りそういうやれるものをきちっとやっていくっちゅうことが今議会に求められたことかなというふうに思いますけども。

○委員長（岸　徹也君）　今、向井委員の御主張は、今すぐじゃなくても今後そういうことも考えていくことが必要だという、そういう主張です。ありがとうございます。ほかに御意見があればお受けをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　無いようですので、ここで一定のアンケートについて、方向性を示さなければならないかと思います。

苅屋委員。

○１番（苅屋泰裕君）　僕あくまでもこれ、手法を議論する中での提案の一つでありました

ので、現段階でそれが必要性が薄いとあれば、私は全然違う方法でやられても構わないと思いますので、そのように皆さんが思うんであればそれはそれでありだと思います。

○委員長（岸　徹也君）　村瀬副委員長。

○１０番（村瀬　廣君）　苅屋委員の今後の議会活動に望むことでアンケートがありましたけども、多分、委員長としては、前回の特別委員会の会議の中で、苅屋君からこういう発言があったということでは、この委員会として、そしてこの議題について現時点必要があるか判断しながら、多分、再度伺ったと思ってます。私は、例えばそうであれば、今この問題がこの時点まで来て、この件でアンケートする必要はない。ただし、苅屋君の願いとしてはかなり大事なことなんで、今回の委員会じゃなくて、また次の段階に向けて、皆さんで、そういったことも必要性が生じたならば、協議していく問題であって、今の委員会の中では、私はちょっと、無理かなと思ってます。この案件ではですね。

○委員長（岸　徹也君）　ありがとうございます。他に御意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　無いようですので委員長としては今回はまずアンケートをしないで、まず、たくさんの方に町民センターに足を運んで頂くよう広報活動も含めて、または議員個々の、声かけも含めて、たくさんの方にできるだけ町民センターに来ていただくと、その部分においての多様な意見を反映するという考えで進めていきたいと。そう考えておりますがそれでよろしいでしょうか。ではアンケートについては今回はこの件については、一旦しないで、また今後何か必要があれば、またその場で協議をしていくということで、お願いいたします。暫時休憩いたします。

休憩 15：10

再開 15：22

○委員長（岸　徹也君）　休憩を解き会議をいたします。先ほど村瀬副委員長のほうから資料請求という形でありましたので、これ今御手元に渡っている数字、これ今局長から、説明をいたさせます。

局長、伊藤君。

○局長（伊藤靖徳君）　（議会事務局長朗読説明、記載省略）

○委員長（岸　徹也君）　今渡された資料というものはお目通しをしていただきながら、次回までにどちらのパターンが適切なのかという部分で御判断、御意見を頂ければというふうに思います。またその次回においては、基本条例にうたわれている 3 点の部分の皆様方の考え方というものも、お聞きをしたいというふうに思っております。

議題１を終わります。

◎議題２

○委員長（岸　徹也君）　次に、議題２「その他」についてを議題といたします。

次回開催の日程を決めたいと思いますが、１月の中旬頃、これを予定をしておりますが、一つは 14 日、もしくは 16 日。それぞれ御予定もあるかと思いますが、そこは正副委員長または事務局含めて、１月の中旬頃ということで決めていきたいと思いますがそれでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（岸　徹也君）　それではそのように決定をいたします。

◎閉会の宣言

○委員長（岸　徹也君）　以上で、本日の特別委員会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会：15：27